

デジタル手続法／国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度
 - 住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
- 国外に長期滞在する日本国民が増加
 - (H29 に国外滞在する日本国民は約 135 万人で、住基法が制定された S40 年代前半の約 4 倍)
- デジタル化の進展により、官民のオンライン手続きが多様化
 - 国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり
(マイナポータルの利用、年金現況届等の手続きのオンライン化、将来的には在外インターネット投票 など)

⇒国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用
 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用を実現

※実現に向けた法改正は次のとおり

住民基本台帳法の一部改正	公的個人認証法の一部改正	マイナンバー法の一部改正
<p>① 戸籍の附票の記載事項の追加 【現 行】氏名・住所 【改正後】4 情報・住民票コード</p> <p>② 附票本人確認情報提供機能構築</p> <p>1) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供</p> <p>2) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用</p>	<p>① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現</p> <p>1) 附票管理市町村長を経由して J-LIS が発行</p> <p>2) 国外転出時の特例（最終住所地市町村長を経由して発行することで、国外転出しても継続有効 等）</p> <p>② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備</p> <p>1) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効</p>	<p>① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現</p> <p>1) 附票管理市町村長が発行</p> <p>2) 国外転出時の特例（最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効）</p>

施行期日：公布の日から 5 年以内で政令で定める日（※令和元年 5 月 31 日公布）